

サンプル1 大阪健一さんを筆頭者とするコンピュータ化後の戸籍

(1の1) 全部事項証明	
本籍	大阪府大阪市中央区島之内一丁目2番地
氏名	大阪 健一
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成21年12月12日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】健一 【生年月日】大正12年9月13日 【父】大阪一郎 【母】大阪花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】大正12年9月13日 【出生地】大阪府大阪市南区 【届出日】大正12年10月23日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和31年6月19日 【配偶者氏名】奈良桜子 【従前戸籍】大阪府大阪市南区上町20番地 大阪一郎
死亡	【死亡日】令和3年1月24日 【死亡時分】午後4時50分 【死亡地】奈良県奈良市 【届出日】令和3年1月25日 【届出人】親族 大阪桜子 【送付を受けた日】令和3年1月28日 【受理者】奈良県奈良市長
戸籍に記載されている者	【名】桜子 【生年月日】昭和5年8月7日 【父】奈良清 【母】奈良春子 【続柄】三女
身分事項 出生	【出生日】昭和5年8月7日 【出生地】大阪府泉南郡東鳥取村 【届出日】昭和5年8月12日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和31年6月19日 【配偶者氏名】大阪健一 【従前戸籍】京都府京都市上京区上井下400番 奈良清
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】令和3年1月24日

出生や親族関係の記載にも注目！ 戸籍どうしのつながりを 確かめてみよう

戸籍の連続について、1名の人物の過去をさかのぼる形で解説します。

平

成6年に戸籍法が改正されたことにより、いわゆる昭和23年式戸籍まで手書きで行われていた戸籍事務が、コンピュータ化（電算化）されました。本特集で触れてきたように、この際にそれまでのB4判縦書き→A4判の横書きという現在の様式に変更されています。

様式は統一されているものの、2021年11月現在、全国すべての市区町村で戸籍にかかる事務が完全にコンピュータ化されているわけではなく、様々な事情でコンピュータ化のみでの事務とはならない自治体もあるようです。

いずれにしても、このコンピュータ化により戸籍謄本は「戸籍全部事項証明書」、戸籍抄本は「戸籍個人事項証明書」、除籍謄本は「除かれた戸籍の全部事項証明（除籍全部事項証明書）」、除籍抄本は「除かれた戸籍の個人事項証明（除籍個人事項証明書）」といったように名称が変更されています。ただし「戸籍謄本」「除籍謄本」といった呼称自体は広く使われています。

⑦ 「戸籍に記載されている者」

欄は、健一さんと結婚した桜子さんの事柄と親子関係（清さんと春子さんの三女である）がわかります。

れています。

コンピュータ化された後は死亡欄が設けられることに

こうした変遷を前提として、戸籍の「つながり」をどう確認していけばよいでしょうか。基本となるのは、最新の戸籍から過去にさかのぼっていく形です。以下、順番に見ていきましょう。

①現行戸籍（平成6年式戸籍）
コンピュータ化後の戸籍の確認
最初にサンプル1を見ながら、全部事項証明書の内容を確認していきましょう。

まず①「本籍」と「氏名」の欄を見ていきます。「本籍」はこの戸籍の所在を表しています。「氏名」欄は、大阪健一さんがこの戸籍の「筆頭者」であることを示しています。

大阪健一さんはこの戸籍の筆頭者ということですが、大阪健一さんが仮に死亡しても、筆頭者であること自体は変わりません。

次に②「戸籍事項」欄を見ていきます。ここには、この戸籍が作

られた日と「改製事由」が記載されています。サンプル1では、この戸籍は平成6年の戸籍法改正によって、平成21年12月12日に作られたことがわかります。

ここから下は「戸籍に記載されている者」欄となり、その戸籍に入っている人の事柄が掲載されることとなります。まずは③を見てみましょう。ここでは、大阪健一さんの事柄と、その親子関係（一郎さんと花子さんの長男であること）が示されています。

その下の④「身分事項」欄には、出生や婚姻、養子縁組などの届出の事実が記載されています。出生地と本籍地は異なることがありますので注意が必要です。

サンプル1を見ると、昭和31年6月19日に、大阪健一さんは奈良桜子さんと結婚しています。

また「従前戸籍」から、健一さんは結婚前、筆頭者⇨大阪一郎さんの戸籍に入っていたことがわかります。健一さんは奈良桜子さんとの結婚により大阪一郎さんの戸籍から抜けて、新たに自身が筆頭

籍（改製原戸籍）を見る必要が出てくるわけです。

改製原戸籍は戸籍事項欄でその戸籍の「始まり」を見る

②現行戸籍（昭和23年式戸籍）
コンピュータ化前の戸籍の確認
サンプル1より前のことが記載された戸籍がサンプル2になります。

第2次世界大戦後、民法改正に伴い戸籍法も大きく改正されました。それまでは「家」を基本としていた戸籍制度が、昭和23年式からは「夫婦」を基本とする戸籍になりました。1つの戸籍には「夫婦とその子」まで記載される形として、祖父母や兄弟・姉妹、叔父・叔母、甥・姪、孫などは同じ戸籍に入らないよう改正されたのです。

また従前戸籍で「戸主」といわれていた属性は「筆頭者」へ名称変更されました。これより前の「大正4年式戸籍」までは、戸主が死亡すると新しい戸籍を編製する形をとっていましたが、昭和23